

大規模災害時における
災害支援活動に関する協定
実施細目

平成25年3月29日

熊 本 県
社団法人熊本県歯科医師会

大規模災害時における災害支援活動に関する協定実施細目

平成25年3月29日甲（熊本県）と乙（社団法人熊本県歯科医師会）との間に締結した大規模災害時における災害支援活動に関する協定書（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、大規模災害時における災害支援活動に関する協定の実施細目について次のとおり取り決める。

（災害支援活動要請の方法）

- 第1条 甲は、協定第4条第1項の規定により乙に対し協定第3条に規定する災害支援活動（以下「災害支援活動」という。）を行うことを要請しようとするときは、災害支援活動を行う場所、日時、派遣人数その他災害支援活動を行うために必要な事項を明らかにするものとする。
- 2 甲は、協定第4条第1項の規定により乙に対し災害支援活動を行うことを要請しようとするときは、あらかじめ、災害支援活動要請書（別記第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の手段により乙に災害支援活動を行うことを要請し、事後に災害支援活動要請書を提出するものとする。

（災害支援活動の報告）

- 第2条 乙は、甲からの要請に応じ災害支援活動を行ったときは、災害支援活動の終了後速やかに、災害支援活動報告書（別記第2号様式）、歯科医療救護班派遣費用明細書（別記第3号様式）及び医薬品等使用報告書（別記第4号様式）を作成し、これらの書類を甲に提出するものとする。

（事故報告）

- 第3条 乙は、甲からの要請に応じ災害支援活動を行った場合において、協定第4条第2項に規定する歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（別記第5号様式）を、速やかに甲に提出するものとする。

（費用弁償等の額）

- 第4条 協定第7条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。
- 2 協定第7条第3号に規定する扶助金については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第13条から第22条までの規定の例による。

（費用弁償等の請求）

- 第5条 乙は、協定第7条第1号及び第2号に規定する費用を請求するときは、派遣費用等弁償請求書（別記第6号様式）を甲に提出するものとする。
- 2 協定第7条第3号に規定する扶助金を請求するときは、支給を受けようとする者が、熊本県災害救助法施行細則（昭和52年熊本県規則第67号）第13条に規定する扶助金の支給申請の例により請求するものとする。

この取決めの成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成25年3月29日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫



乙 熊本市中央区坪井 2-4-15
社団法人熊本県歯科医師会
会長 浦田 健二



別表（第4条関係）

区分	日当	旅費 (日当を除く)	超過勤務手当
歯科医師	熊本県災害救助法施行細則（昭和52年熊本県規則第67号）第10条（別表第2その1）に定める額		
歯科衛生士 歯科技工士	熊本県災害救助法施行細則（昭和52年熊本県規則第67号）第10条（別表第2その1）に定める看護師区分に準じた額		
事務職員	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）による行政職1級2号級に当たる者の1日当たりの給料相当額（100円未満の端数切り捨て）	熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の規定により1級の職務にある職員の受ける旅費（日当を除く）に相当する額	日当の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）第13条の規定により算出した額以内